

運賃改正

令和8年8月1日改正予定

運賃額 (表示運賃額)			定期券					
			通学		通勤		通勤・通学 (身体障害者手帳・療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 愛カード)	
			1カ月	3カ月	1カ月	3カ月	1カ月	3カ月
1	8 km 未満	200 円	5,400 円	14,400 円	7,200 円	20,880 円	3,000 円	9,000 円
2	13 km 未満	300 円	8,100 円	21,600 円	10,800 円	31,320 円	4,500 円	13,500 円
3	18 km 未満	400 円	10,800 円	28,800 円	14,400 円	41,760 円	6,000 円	18,000 円
4	23 km 未満	500 円	13,500 円	36,000 円	18,000 円	52,200 円	7,500 円	22,500 円
5	28 km 未満	600 円	16,200 円	43,200 円	21,600 円	62,640 円	9,000 円	27,000 円
6	33 km 未満	700 円	18,900 円	50,400 円	25,200 円	73,080 円	10,500 円	31,500 円
7	38 km 未満	800 円	21,600 円	57,600 円	28,800 円	83,520 円	12,000 円	36,000 円
8	43 km 未満	900 円	24,300 円	64,800 円	32,400 円	93,960 円	13,500 円	40,500 円
9	48 km 未満	1,000 円	24,300 円	64,800 円	32,400 円	93,960 円	15,000 円	45,000 円
10	53 km 未満	1,100 円	24,300 円	64,800 円	32,400 円	93,960 円	15,000 円	45,000 円
通学 5.5 割引(1ヶ月) 6 割引(3ヶ月) 通勤 4 割引(1ヶ月) 4.2 割引(3ヶ月) 通勤(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛カード) 7.5 割引(1ヶ月・3ヶ月)			定期券料金計算式 (表示運賃額×2(往復)×30日) 1カ月を30日で計算					
* 但し、定期券料金については通学24,300円(1ヶ月) 64,800円(3ヶ月) 通勤32,400円(1ヶ月) 93,960円(3ヶ月) を上限とする 通勤(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛カード) 15,000円(1ヶ月) 45,000円(3ヶ月) を上限とする								

- (1) 運賃精算時の取り扱い
- ① 運賃については、運行系統ごとに清算する。ただし、定期券については乗り継ぎ利用ができるものとする。
 - ② 小学生以下の小児運賃は、表示運賃額の半額とする。
 - ③ 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第238 号) 第15条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の運賃は、当該手帳の提示のより表示運賃額の半額とする。
 - ④ 療育手帳制度要綱(昭和 48 年厚生発児第156 号 厚生事務次官通知)に規定する療育手帳の交付を受けている者の運賃は、当該手帳の提示のより表示運賃額の半額とする。
 - ⑤ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第123 号) 第45条第 2 項の規定により写真付きの精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の運賃は、当該手帳の提示により表示運賃額の半額とする。
 - ⑥ ③～⑤に当該する者の付添者(1人に限る。)の運賃は、表示運賃額の半額とする。
 - ⑦ 65 才以上の方で運転免許証を自主返納し運転経歴証明書又は岡山県警発行の愛カード取得者の運賃は、当該証明書又はカードの提示により表示運賃額の半額とする。
- (2) 運賃の設定基準
- ① 1日あたりの利用者数は、現行の利用者数を元に運賃設定を行っている。
 - ② 利用者数の減少が起こると収益の見込みが下がり、運賃の値上げを検討しなければならない。

注 釈

複数の割引制度の併用(重複割引)はいたしません。(回数券を除く。)
 割引率の高い方を選択・適用し、その割引上限を5割とする。